明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（四二）　二
○地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（四三）　七
○空港法施行令の一部を改正する政令（四四）　三

〔省　令〕
○独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**一）　三
○水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**二三）　三

〔規　則〕
○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（**人事院**九―五五―一〇三）　一五

〔告　示〕
○健康保険印紙の形式を定める等の件の一部を改正する件（**財務**九四）　二〇
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（**同**九五～九七）　二三
○平成二十二年度分の予算について、財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件（**同**九八）　二四
○保安林の指定をする件（**農林水産**四九四～五〇一）　二九
○保安林の指定を解除する件（**同**五〇二～五〇四）　三〇

〔官庁報告〕
官庁事項
昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（人事院六）　三〇
瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（瀬戸内海広域漁業調整委員会）　三一

本号で公布された法令のあらまし

◇国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（政令第四二号）（財務省）

1　退職一時金の返還額及び脱退一時金等の支給額を算定する場合の利率の見直しを行うこととした。（第一条～第三条関係）

2　平成二二年四月分以後の国家公務員共済組合法の年金である給付の額の算定に用いる再評価率等について、平成二一年の物価変動率を基準として改定及び設定を行うこととした。（第四条及び第五条関係）

3　退職共済年金等の受給権者が組合員等である期間において、支給停止の基準となる額の見直しを行うこととした。（第五条関係）

4　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（政令第四三号）（総務省）

一　地方公務員等共済組合法施行令の一部改正

退職一時金を返還する場合の利子の利率を改めることとした。（附則第三〇条の六関係）

二　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正

脱退一時金等を支給する場合の利子の利率を改めることとした。（附則第三九条関係）

三　平成二一年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令の一部改正

物価変動率による改定規定を適用する場合に係る平成二二年度における地方議会議員の年金の額等を改定することとした。

四　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正

平成二二年度以降の地方公務員等共済組合法による年金である給付の額の計算に関する経過措置の読替えについて所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二条関係）

五　地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の一部改正

1　平成二二年度における地方公務員等共済組合法第四四条第二項に規定する再評価率を改定することとした。（第一条関係）

2　平成二二年度以後における地方公務員等共済組合法第八一条第一項第二号の停止解除調整変更額及び同法第八二条第一項の支給停止調整額を改定することとした。（第二条関係）

3　平成二二年度における地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第九八条第一項に規定する給料年額改定率を改定することとした。（第三条関係）

4　平成二二年度における地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第一一条第一項、第二項、第五項及び第六項に規定する従前額改定率を改定することとした。（第四条関係）

六　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇空港法施行令の一部を改正する政令（政令第四四号）（国土交通省）

1　岩国飛行場を共用空港に指定することとした。（附則第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。